

議案第七十号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「寄附金控除額」を削る。

第二十条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除）

第二十条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えると

きは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第七条の十七各号の規定により定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第十九条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第十九条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

## 掲げる割合

口 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第二十一条中「外国の所得税等」を「法第三百十四条の八に規定する外国の所得税等」に、「法第三百十四条の七及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）」を「同条及び令」に、「前二条」を「前三条」に改める。

第二十一条の二第一項中「前三条」を「第十九条から前条まで」に改め、同条第三項中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に改める。

第二十四条第一項ただし書中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「若しくは第二十条の二の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第四項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「又は寄附金税額控除額の控除」を加え、同条第六項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改め、同条第七項中「または」を「又は」に改める。

第二十八条第一項中「または」を「、第三十六条の二第一項若しくは第二項、第三十六条の五又は」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第三十条中「第三十六条第一項」の下に「又は第三十六条の六第一項」を加える。

第三十三条の見出し中「区民税」を「給与所得に係る区民税」に改め、同条第一項中

「納税義務者が」の下に「当該年度の初日の属する年の」を加え、「当該年度の初日」を「同日」に、「次の各号に」を「次に」に、「者を」を「ものを」に、「本条」を「この条」に、「かかる」を「係る」に改め、同条第二項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「かかる」を「係る」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「本項」を「この項」に、「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適當でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

第三十四条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改め、同条第一項中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「ある者」を「あるもの」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第三十五条の見出し中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第三十五条の二の見出し中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条中「本条」を「この条」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第三十六条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）」に改め、同条第一項中「より区民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に、「または」を「又は」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）

第三十六条の二 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第三百二十一条の七の二第一項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第三十三条第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第三十六条の五において同じ。）の二分の一に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）

を当該年度の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

一 当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き区の区域内に住所を有する者でない者

二 当該年度分の老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者その他の区の行う介護保険の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

三 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第三十三条第二項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。

3 第一項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第二十九条第一項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

（特別徴収義務者）

第三十六条の三 前条第一項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額

（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第三百二十一条の七の四第二項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第三十六条の四 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月十日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第三十六条の五 当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第二項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等

割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第三十六条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第二項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に於いて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に於いて前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第三十六条の二第一項の規定の適用がある場合における同項及び同条第二項並びに第三十六条の三及び前条の規定の適用にあつては、第三十六条の二第一項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「から第三十六条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3 第三十六条の三及び前条の規定は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第三十六条の三中「前条第一項」とあるのは「第三十六条の五第一項」と、「（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、前条第一項及び第二項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中

「の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日」とあるのは「からその日の属する年の九月三十日」と読み替えるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第三十六条の六 法第三百二十一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第二十九条第一項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第三百二十一条の七の七第三項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

附則第二条の二の次に次の一条を加える。

(公益法人等に係る区民税の課税の特例)

第二条の二の二 当分の間、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十条第三項後段(同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第三条の二の三で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第四十条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

附則第二条の三第三項中「前三条」を「第十九条から前条まで」に改める。

附則第三条第三項中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

附則第三条の三第二項中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条及び第二十一条の二第一項」に、「同項」を「第二十一条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「第十九条から前条まで」とあるのは「第十九条から前条まで及び附則第三条の三第一項」とする」に改める。

附則第三条の五第二項中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条及び第二十一条の二第一項」に、「同項」を「第二十一条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「附則第三条の四第一項」を「附則第三条の五第一項」と、同項中「第十九条から前条まで」とあるのは「第十九条から前条まで及び附則第三条の五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

- 第三条の六 第二十条の二の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第七条第一項、附則第九条第一項、附則第十條第一項、附則第十二條第一項、附則第十三條第一項又は附則第十四條の二第一項の規定の適用を受けるときは、第二十条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。
- 一 第十九条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第二十条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
  - 二 第十九条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第二十条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
  - 三 前年中の所得について附則第九条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五十

四 前年中の所得について附則第十二条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六十  
五 前年中の所得について附則第七条第一項、附則第十条第一項、附則第十三条第一項

又は附則第十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

附則第四条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「及び前条第一項の規定にかかわらず」を「附則第三条の五第一項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第二項第二号」に、「及び前条第一項」を「附則第三条の五第一項及び前条」に改め、同条第三項中「前三条」を「第十九条から前条まで」に改める。  
附則第七条を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例）

第七条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の区民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第十六条第四項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同

条第一項及び第二項並びに第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第三条の三第一項の規定は、適用しない。

2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第十六条第一項及び第二項並びに第十九条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項

後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第九条第三項第二号中「第二十一条の二第一項まで」を「第二十一条まで、第二十一条の二第一項」に、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六」に、「これらの規定」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十条第三項第二号中「第二十一条の二第一項まで」を「第二十一条まで、第二十一条の二第一項」に、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六」に、「これらの規定」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十二条第五項第二号中「第二十一条の二第一項まで」を「第二十一条まで、第二十一条の二第一項」に、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六」に、「これらの規定」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とある

のは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十三条第一項中「及び附則第十三条の三」を削り、同条第二項第二号中「第二十条の二第一項まで」を「第二十一条まで、第二十一条の二第一項」に、「及び附則第三条の五第一項」を「附則第三条の五第一項及び附則第三条の六」に、「これらの規定」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十三条の二第二項中「特定管理口座」に「の下に「係る同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第十三条の三を次のように改める。

### 第十三条の三 削除

附則第十三条の五の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第四項中「第一項の規定の適用」を「第四項の規定の適用」に、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に、「附則第十三条の五第三項」を「附則第十三条の六第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第

四項の規定」に、「附則第十三条の五第一項」を「附則第十三条の六第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「附則第三十五条の二の六第八項」を「附則第三十五条の二の六第十六項」に、「この条」を「この項」に、「第三項」を「第六項」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「及び附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第七条第一項及び第二項並びに附則第十三条第一項の規定の適用については、附則第七条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第十三条第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第十三条の五に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項の規定による申告書を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に

限り、附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の区民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第三十五条の二の五第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第十六条第四項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第七条の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第十三条の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第十三条の五を附則第十三条の六とし、附則第十三条の四の次に次の一条を加える。  
（源泉徴収選択口座内配当等に係る区民税の所得計算の特例）

第十三条の五 区民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第十八条の四の二第十項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 区民税の所得割の納税義務者が第十六条第四項の規定によりその有する源泉徴収選択

口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第十四条第四項中「及び附則第十三条の三」を削り、「、附則第十三条第一項中「計算した金額（）」とあるのは」を「、同項中「計算した金額（）」とあるのは、」に改め、「と、附則第十三条の三中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を削る。

附則第十四条の二第二項第二号中「第二十一条の二第一項まで」を「第二十一条まで、第二十一条の二第一項」に、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六」に、「これらの規定」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十四条の四第二項第二号中「第二十一条の二第一項まで」を「第二十一条まで、

第二十一条の二第一項」に、「及び附則第三条の五第一項」を、「及び附則第三条の五第一項及び附則第三条の六」に、「これらの規定」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第三項中「（平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）」及び「（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一・八）」を削り、同条第五項第二号中「第二十一条の二第一項まで」を「第二十一条まで、第二十一条の二第一項」に、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六」に、「これらの規定」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項」に改め、「の所得割の額」の下に「と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額の合計額」」を加え、同条第六項中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」

に改める。

附則第十四条の五第二項中「医療費控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「医療費控除額、社会保険料控除額」を「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」に改める。

#### 附 則

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条第六項の改正規定及び附則第十四条第四項の改正規定並びに次条第一項の規定 公布の日

二 附則第十四条の四の改正規定（第三項の改正規定に限る。）並びに次条第二十項及び第二十一項の規定 平成二十一年一月一日

三 附則第四条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第七条の改正規定、附則第十三条の五の改正規定、同条を附則第十三条の六とする改正規定及び附則第十三条の四の次に一条を加える改正規定並びに次条第六項から第十四項までの規定 平成二十二年一月一日

四 附則第十三条第一項の改正規定及び附則第十三条の三の改正規定並びに次条第十五項から第十九項までの規定 平成二十二年四月一日

第二条 この条例の公布の日から平成二十二年三月三十一日までの間におけるこの条例に

よる改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第十四条第四項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第十三条の三の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第十三条第一項」と、「とする」とあるのは「と、附則第十三条の三中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。」とする。

2 新条例第三十六条の二から第三十六条の六までの規定は、平成二十一年度以後の年度分の区民税について適用する。

3 新条例第二十条の二及び附則第三条の六の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する新条例第二十条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

4 新条例附則第二条の二の二の規定は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。

5 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新条例附則第三条の六の規定の適用については、同条中「附則第七条第一項、附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項」と、同条第五号中「附則第七条第一項、附則第十条第一項」とあるのは「附則第十条第一項」とする。

6 新条例附則第四条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の区民税について適用し、この条例による改正前の杉並区特別区税条例（以下「旧条例」とい

う。）附則第四条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの区民税については、なお従前の例による。

7 区民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する区民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合

計額

イ 一万八千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第七条第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第七条第一項」とあるのは、「附則第七条第一項（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年杉並区条例第 号）附則第二条第七項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

9 新条例附則第十三条の六第一項又は第四項の規定の適用がある場合における第七項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第十三条の六第三項又は第五項の規定により読み替えられた新条例附則第七条第一項前段の規定により」とする。

10 新条例附則第十三条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に区民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第十三項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

11 区民税の所得割の納税義務者が新条例第十六条第四項の規定により平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（第十三項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第四項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第十三条の五第二項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第十三項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第七条第十項で定めるもの（以下この項及び第十三項において

「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十三項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

12 新条例附則第十三条の六の規定は、平成二十二年度以後の年度分の区民税について適用し、平成二十一年度分までの区民税に係る旧条例附則第十三条の五第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

13 区民税の所得割の納税義務者が新条例附則第十三条の六第一項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十六項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第十三条の六第二項の規定にかかわらず、新条例第十六条第四項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に  
係る所得

二 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

14 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新条例附則第十三条の六第五項の規定の適用については、同項中「並びに附則第十三条第一項の規定の適用について」とあるのは「、附則第十三条第一項並びに附則第十三条の三の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第十三条の三中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。

15 区民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行つた旧条例附則第十三条の三に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの区民税については、なお従前の例による。

16 区民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第十三条の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十三条第一項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得

等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成二十年改正令附則第七条第十一項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、新条例附則第十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十三条第二項の規定により読み替えて適用される新条例第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・八に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 九万円  
ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

17 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第十三条第二項の規定の適用については、同項第一号中「譲渡所得等の金額」とあるのは、「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年杉並区条例第 号）附則第二条第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係

る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

18 新条例附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合における第十六項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

19 新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合における第十六項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

20 新条例附則第十四条の四第三項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第十四条の四第三項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

21 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間内に新条例附則第十四条の四第三項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・八」とする。

（提案理由）

寄附金控除を拡充する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(所得控除)</p> <p>第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十                      四条の二第一項の各号のいずれか又は同条                      第二項に掲げる者に該当する場合において                      は、同条第一項から第十二項までの規定に                      より、雑損控除額、医療費控除額、社会保                      険料控除額、小規模企業共済等掛金控除                      額、生命保険料控除額、地震保険料控除                      額、<u>障害者控除額、寡婦</u>                      (寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者                      控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又                      は基礎控除額を、その者の前年の所得につ                      いて算定した総所得金額、退職所得金額又                      は山林所得金額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十条の二 所得割の納税義務者が、前年</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十                      四条の二第一項の各号のいずれか又は同条                      第二項に掲げる者に該当する場合において                      は、同条第一項から第十二項までの規定に                      より、雑損控除額、医療費控除額、社会保                      険料控除額、小規模企業共済等掛金控除                      額、生命保険料控除額、地震保険料控除                      額、<u>寄附金控除額、障害者控除額、寡婦</u>                      (寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者                      控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又                      は基礎控除額を、その者の前年の所得につ                      いて算定した総所得金額、退職所得金額又                      は山林所得金額から控除する。</p>

中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によ

つて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第七条の十七各号の規定により定めるもの

2 | 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適

用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額とする。

一 当該納税義務者が第十九条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十

六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第十九条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額が

ら当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

（外国税額控除）

（外国税額控除）

第二十一条 所得割の納税義務者が、法第三  
百十四条の八に規定する外国の所得税等を  
課された場合においては、同条及び令

第四十八条の九の二に規定するところによ  
り控除すべき額を、前三条の規定を適用し  
た場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)  
第二十一条の二 所得割の納税義務者が、第  
十六条第四項の申告書に記載した特定配当  
等に係る所得の金額の計算の基礎となつた  
特定配当等の額について法第二章第一節第  
五款の規定により配当割額を課された場合  
又は同条第六項の申告書に記載した特定株  
式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算  
の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額に  
ついて法第二章第一節第六款の規定により  
株式等譲渡所得割額を課された場合には、  
当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額

第二十一条 所得割の納税義務者が、外国の  
所得税等

課された場合においては、法第三百十四条  
の七及び地方税法施行令（昭和二十五年政  
令第二百四十五号。以下「令」という。）  
第四十八条の九の二に規定するところによ  
り控除すべき額を、前二条の規定を適用し  
た場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)  
第二十一条の二 所得割の納税義務者が、第  
十六条第四項の申告書に記載した特定配当  
等に係る所得の金額の計算の基礎となつた  
特定配当等の額について法第二章第一節第  
五款の規定により配当割額を課された場合  
又は同条第六項の申告書に記載した特定株  
式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算  
の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額に  
ついて法第二章第一節第六款の規定により  
株式等譲渡所得割額を課された場合には、  
当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額

に五分の三を乗じて得た金額を、第十九条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

3 法第三十七条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

(区民税の申告)

第二十四条 第十条第一号の者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受

に五分の三を乗じて得た金額を、前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

3 法第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

(区民税の申告)

第二十四条 第十条第一号の者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受

けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額）の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十条の二の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」とい

けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除

を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」とい

う。)及び第十一条第二項に規定する者  
(地方税法施行規則(昭和二十九年総理府  
令第二十三号。以下「施行規則」とい  
う。)  
第二条の二第一項の表の上欄の(二)に  
掲げる者を除く。)については、この限り  
でない。

2 及び 3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者  
(第一項又は前項の規定によつて第一項の  
申告書を提出する義務を有する者を除  
く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除  
額  
の控除、法第三百十三条  
第八項に規定する純損失の金額の控除、同  
条第九項に規定する純損失若しくは雑損  
失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控  
除を受けようとする場合においては、三月  
十五日までに、規則で定める申告書を区長  
に提出しなければならない。

5 略

6 区長は、区民税の賦課徴収について必要

う。)及び第十一条第二項に規定する者  
(地方税法施行規則(昭和二十九年総理府  
令第二十三号。以下「施行規則」とい  
う。)  
第二条の二第一項の表の上欄の(二)に  
掲げる者を除く。)については、この限り  
でない。

2 及び 3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者  
(第一項又は前項の規定によつて第一項の  
申告書を提出する義務を有する者を除  
く。)は、雑損控除額、医療費控除額若し  
くは寄附金控除額の控除、法第三百十三条  
第八項に規定する純損失の金額の控除又は  
同条第九項に規定する純損失若しくは雑損  
失の金額の控除  
を受けようとする場合においては、三月  
十五日までに、規則で定める申告書を区長  
に提出しなければならない。

5 略

6 区長は、区民税の賦課徴収について必要

がある」と認める場合においては、第十条第一号の者のうち所得税法第二百二十六条第一項若しくは第三項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第四項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 第十条第二号の者は、三月十五日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならぬ。

(区民税の徴収の方法)

第二十八条 区民税は、第三十三条、第三十六条の二第一項若しくは第二項、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普

がある」と認める場合においては、第十条第一号の者のうち所得税法第二百二十六条第一項若しくは第三項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第四項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 第十条第二号の者は、三月十五日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならぬ。

(区民税の徴収の方法)

第二十八条 区民税は、第三十三条または第三十七条の五の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普

通徴収の方法によつて徴収する。

2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(区民税の納税通知書)

第三十条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額及び個人の都民税額の合算額(第三十六条第一項又は第三十六条の六第一項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第一項の納期(第三十六条第一項又は第三十六条の六第一項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

第三十三条 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の

通徴収の方法によつて徴収する。

2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。

(区民税の納税通知書)

第三十条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額及び個人の都民税額の合算額(第三十六条第一項又は第三十六条の六第一項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第一項の納期(第三十六条第一項又は第三十六条の六第一項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(区民税の特別徴収)

第三十三条 区民税の納税義務者が前年中において給与の

支払を受けた者であり、かつ、同日

において給与の支払を受けている者

(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

一及び二 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第二十四条第

支払を受けた者であり、かつ、当該年度の

初日において給与の支払を受けている者

(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得にかかる所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

一及び二 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得にかかる所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得にかかる所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第二十四条第

一項の申告書に給与所得及び公的年金等に  
係る所得以外の所得に係る所得割額を普  
通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記  
載があるときは、この限りでない。

3

前項本文の規定によつて給与所得者の給  
与所得及び公的年金等に係る所得以外の所  
得に係る所得割額を特別徴収の方法によつ  
て徴収することとなつた後において、当該  
給与所得者について給与所得及び公的年金  
等に係る所得以外の所得に係る所得割額の  
全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴  
収することが適当でないこと認められる特別  
の事情が生じたため当該給与所得者から給  
与所得及び公的年金等に係る所得以外の所  
得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴  
収の方法により徴収することとされたい旨  
の申出があつた場合でその事情がやむを得  
ないと認められるときは、区長は、当該特  
別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得  
及び公的年金等に係る所得以外の所得に係

一項の申告書に給与所得以外  
の所得にかかる所得割額を普  
通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記  
載があるときは、この限りでない。

る所得割額でまだ特別徴収により徴収して  
いない額の全部又は一部を普通徴収の方法  
により徴収するものとする。

4 | 納税義務者である給与所得者に対し給与  
の支払をする者に当該年度の初日の翌日か  
ら翌年の四月三十日までの間において異動  
を生じた場合において、当該給与所得者が  
当該給与所得者に対して新たに給与の支払  
をする者となつた者（所得税法第八十三  
条の規定によつて給与の支払をする際所得  
税を徴収して納付する義務がある者に限  
る。以下この項において同じ。）を通じ  
て、当該異動によつて従前の給与の支払を  
する者から給与の支払を受けなくなつた日  
の属する月の翌月の十日（その支払を受け  
なくなつた日が翌年の四月中である場合に  
は、同月三十日）までに、第一項の規定に  
より特別徴収の方法によつて徴収されるべ  
き前年中の給与所得に係る所得割額及び  
均等割額の合算額（既に特別徴収の方法

3 | 納税義務者である給与所得者に対し給与  
の支払をする者に当該年度の初日の翌日か  
ら翌年の四月三十日までの間において異動  
を生じた場合において、当該給与所得者が  
当該給与所得者に対して新たに給与の支払  
をする者となつた者（所得税法第八十三  
条の規定によつて給与の支払をする際所得  
税を徴収して納付する義務がある者に限  
る。以下本項において同じ。）を通じ  
て、当該異動によつて従前の給与の支払を  
する者から給与の支払を受けなくなつた日  
の属する月の翌月の十日（その支払を受け  
なくなつた日が翌年の四月中である場合に  
は、同月三十日）までに、第一項の規定に  
より特別徴収の方法によつて徴収されるべ  
き前年中の給与所得にかかる所得割額及び  
均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法

によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。

5 | 略

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)  
第三十四条 前条第一項及び第二項の規定による特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の区市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支

によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。

4 | 略

(特別徴収義務者の指定)  
第三十四条 前条第一項及び第二項の規定による特別徴収にかかる区民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのある者を含む。以下同じ。)(他の区市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支

払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第四項の規定による特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が二人以上ある場合において各特別徴収義務者に徴収させる給与所得に係る特別徴収税額は、区長が定めるところによる。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第三十五条 略

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第三十五条の二 第三十四条第一項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるもの)に限る。以下この条及び

払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第三項の規定による特別徴収にかかる区民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が二人以上ある場合において各特別徴収義務者に徴収させる特別徴収税額は、区長が定めるところによる。

(特別徴収税額の納入の義務)

第三十五条 略

(特別徴収税額の納期の特例)

第三十五条の二 第三十四条第一項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるもの)に限る。以下本条及び

第三十五条の四において「事務所等」という。）につき、区長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに納入することができる。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第三十六条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこと

第三十五条の四において「事務所等」という。）につき、区長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに納入することができる。

（普通徴収税額への繰入れ）

第三十六条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により区民税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこと

となつた日以後において到来する第二十九条第一項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第三百二十一条の六第一項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る 区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る 徴収金があるとときは、当該過納又は 誤納に係る 税額は、法第十七条の二の規定によつて当該納税者の未納に係る 徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）

となつた日以後において到来する第二十九条第一項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第三百二十一条の六第一項の通知によつて変更された特別徴収税額にかかると特別徴収義務者から区に納入された特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき特別徴収税額をこえる場合（徴収すべき特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納にかかる徴収金があるとときは、当該過納または誤納にかかる税額は、法第十七条の二の規定によつて当該納税者の未納にかかる徴収金に充当する。

第三十六条の二 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第三百二十一條の七の二第一項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第三十三條第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合において、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この條及び第三十六条の五において同じ。）の二分の一に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特

- 別徴収税額」という。)を当該年度の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。
- 一 当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き区の区域内に住所を有する者でない者
  - 二 当該年度分の老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者その他の区を行う介護保険の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
  - 三 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 | 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所

得以外の所得がある場合（第三十三条第二項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。

3|

第一項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第二十九条第一項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

（特別徴収義務者）

第三十六条の三 前条第一項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額（同条第二項の規定により給与所得及び公

的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特  
別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第三百二十一條の七の四第二項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第三十六條の四 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月十日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 | 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属

する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第三十六条の五 当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第二項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第三十六条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第二項の規

定により当該年金所得に係る特別徴収税額に  
加算した所得割額がある場合にあつては、  
当該所得割額を控除した額に相当する額を  
いう。以下この節において同じ。）を、  
当該年度の初日からその日の属する年の  
九月三十日までの間において特別徴収対  
象年金給付の支払をする際、特別徴収の方  
法によつて徴収する。

2 | 当該年度の初日からその日の属する年の  
九月三十日までの間において前項の規定に  
よる特別徴収が行われた特別徴収対象年金  
所得者については、第三十六条の二第一項  
の規定の適用がある場合における同項及び  
同条第二項並びに第三十六条の三及び前条  
の規定の適用にあつては、第三十六条の二  
第一項中「の二分の一に相当する額」とあ  
るのは、「から第三十六条の五第一項に規  
定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控  
除した額」とし、同条第三項の規定は、適  
用しない。

第三十六条の三及び前条の規定は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第三十六条の三中「前条第一項」とあるのは「第三十六条の五第一項」と、「(同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第一項及び第二項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日」とあるのは「からその日の属する年の九月三十日」と読み替えるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収  
税額への繰入れ）

第三十六条の六 法第三百二十一条の七の七  
第一項又は第三項（これらの規定を法第三  
百二十一条の七の八第三項において読み替  
えて準用する場合を含む。）の規定により  
特別徴収の方法によつて徴収されないこと  
となつた金額に相当する税額は、その特別  
徴収の方法によつて徴収されないこととな  
つた日以後において到来する第二十九条第  
一項の納期がある場合においてはそのそれ  
ぞれの納期において、その日以後に到来す  
る同項の納期がない場合においては直ち  
に、普通徴収の方法によつて徴収するもの  
とする。

2 | 法第三百二十一条の七の七第三項（法第  
三百二十一条の七の八第三項において読み  
替えて準用する場合を含む。）の規定によ  
り年金所得に係る特別徴収税額又は年金所  
得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法

によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

#### 附 則

（公益法人等に係る区民税の課税の特例）

第二条の二の二 当分の間、租税特別措置法

（昭和三十二年法律第二十六号）第四十条

第三項後段（同条第六項から第九項までの

#### 附 則

規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第三条の二の三で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第四十条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

（区民税の所得割の非課税の範囲等）

第二条の三 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十九条から前条まで」とあるのは、「第十九条から前条まで及び附則

（区民税の所得割の非課税の範囲等）

第二条の三 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則

第二条の三第二項」とする。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三条 略

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法

第四十一条の五

第七項第一号に規定する買換資産に係る同項第四号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の区

第二条の三第二項」とする。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三条 略

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法(昭和

三十二年法律第二十六号)第四十一条の五

第七項第一号に規定する買換資産に係る同項第四号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の区

民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度の区民税の所得割については、この限りでない。

民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第五項第一号の規定により読み替えて適用される同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第三十四条第四項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度の区民税の所得割については、この限りでない。

4 及び 5 略

(区民税の配当控除)

第三条の三 略

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第一項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第三条の三第一項」と、同項中「第十九条から前条まで」とあるのは「第十九条から前条まで及び附則第三条の三第一項」とする。

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)  
第三条の五 略

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第一項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第三条の五第一項」と、同項中「第十九条から前条まで」とあるのは「第十九条から前条まで及び附則第三条の五第一項」とする。

3 略

4 及び 5 略

(区民税の配当控除)

第三条の三 略

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第三条の三第一項」とする

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)  
第三条の五 略

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第三条の四第一項」とする。

3 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第三条の六 第二十条の二の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第七条第一項、附則第九条第一項、附則第十条第一項、附則第十二条第一項、附則第十三条第一項又は附則第十四条の二第一項の規定の適用を受けるときは、第二十条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以

上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 第十九条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第二十条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第十九条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第二十条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第九条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五

十

四 前年中の所得について附則第十二条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六十

五 前年中の所得について附則第七条第一項、附則第十条第一項、附則第十三条第一項又は附則第十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 昭和五十七年度から平成二十四年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。)において、第二十

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 昭和五十七年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である場合

において、第二十

四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額（第十六条第一項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売

四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額（第十六条第一項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売

却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち  
 に  
 免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の  
 当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて  
 免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第二十四条第一項の規定による申告書にその  
 肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項  
 第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の  
 総所得金額に係る区民税の所得割の額は、  
 第十六条から第二十一条まで、附則第三条  
 の三第一項、附則第三条の五第一項及び前  
 条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の  
 合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二

却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち  
 に同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている

場合（その売却した肉用牛がすべて  
 同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第  
 二十四条第一項の規定による申告書にその  
 肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項  
 第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の  
 総所得金額に係る区民税の所得割の額は、  
 第十六条から第二十一条まで、附則第三条  
 の三第一項及び前条第一項の規定にかわ  
 らず、次に掲げる金額の  
 合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第一

号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第十六条から第二十一条まで、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十九条から前条まで」とあるのは、「第十九条から前条まで及び附則第四条第二項」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例)

第七条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分

号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第十六条から第二十一条まで、附則第三条の三第一項及び前条第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第四条第二項」とする。

第七条 削除

の区民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第十六条第四項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第三条の三第一項の規定は、適用しない。

2 | 区民税の所得割の納税義務者が前年中に  
支払を受けるべき上場株式等の配当等に係  
る配当所得について第十六条第一項及び第  
二項並びに第十九条の規定の適用を受けた  
場合には、当該納税義務者が前年中に支払  
を受けるべき他の上場株式等の配当等に係  
る配当所得について、前項の規定は、適用  
しない。

3 | 第一項の規定の適用がある場合には、次  
に定めるところによる。

一 | 第十八条の規定の適用については、同  
条中「総所得金額」とあるのは、「総所  
得金額、附則第七条第一項に規定する上  
場株式等に係る配当所得の金額」とす  
る。

二 | 第二十条から第二十一条まで、第二十  
一条の二第一項、附則第三条の三第一  
項、附則第三条の五第一項及び附則第三  
条の六の規定の適用については、第二十  
一条、第二十条の二第一項前段、第二十一

条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得

金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四 附則第二条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項ま

一条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四略

中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする

中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする

。

三及び四略

4 略

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二

一条の二第一項、附則第三条の三第

一項、附則第三条の五第一項及び附則第三

条の六の規定の適用については、第二十

条、第二十条の二第一項前段、第二十一

条及び第二十一条の二第一項中「所得割

の額」とあるのは「所得割の額及び附則

第十条第一項の規定による区民税の所得

割の額」と、附則第三条の三第一項及び

附則第三条の五第一項中「所得割の額」

とあるのは「所得割の額並びに附則第

十条第一項の規定による区民税の所得割

の額」と、第二十条の二第一項後段及び

4 略

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項ま

で、附則第三条の三第

一項及び附則第三条の五第一項

の規定の適用については、これら

の規定

中「所得割の額」

とあるのは、「所得割の額並びに附則第

十条第一項の規定による区民税の所得割

の額」とする

第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 略

2 4 略

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十

一条の二第一項、附則第三条の三第一

項、附則第三条の五第一項及び附則第三

条の六の規定の適用については、第二十

条、第二十条の二第一項前段、第二十一

条及び第二十一条の二第一項中「所得割

。。

三及び四 略

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 略

2 4 略

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項ま

で、附則第三条の三第一

項及び附則第三条の五第一項

の規定の適用については、これら

の規定

の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

### 三及び四 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を

中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする

### 三及び四 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を

有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第六項に定めるところにより計算した金額（当該区民税の所得割の納税義務者が法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第十六条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項

において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第二項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場

有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第六項に定めるところにより計算した金額（当該区民税の所得割の納税義務者が法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第十六条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第十三条の三

において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第二項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場

合には、その適用後の金額（をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるの

合には、その適用後の金額（をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定  
中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする

は「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十三条の二 略

2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第十八条の二第二項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を

。。

三及び四 略

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十三条の二 略

2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同項に規定する保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第十八条の二第二項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を

した場合には、令附則第十八条の二第六項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3  
略

第十三条の三  
削除

した場合には、令附則第十八条の二第六項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3  
略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条の三 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第十三条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の

（源泉徴収選択口座内配当等に係る区民税の所得計算の特例）

第十三条の五 区民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第十八条の四の

金額として令附則第十八条の三第五項から第七項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、附則第十三条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第二項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八に相当する額とする。

二第十項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2| 区民税の所得割の納税義務者が第十六条第四項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び

（上場株式等に係る譲渡損失の

繰越控除)

第十三条の六 所得割の納税義務者の平成二十二年分以後の各年度分の法附則第三十条の二の六第十二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項の規定による申告書を提出した場合(区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 | 前項の区民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る

繰越控除)

第十三条の五

譲渡損失の金額のうち法附則第三十五条の二の五第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第十六条第四項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 | 第一項の規定の適用がある場合における附則第七条の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第十三条の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

4 | 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第十

所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第八

六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（第六項において準用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提

項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（第三項において準用する同条第五項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提

出しているときに限り、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。

5 | 前項の規定の適用がある場合における附

則第七条第一項及び第二項並びに附則第十三条第一項の規定の適用については、附則第七条第一項中「配当所得の金額（以下「

出しているときに限り、附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

2 | の計算上控除する。

前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項及び附則第十三条の三の規定の適用については、附則第十三条第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第十三条の五第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、附則第十三条の三中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第十三条の五第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

とあるのは「配当所得の金額（附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第十三条第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

6| 第二十四条第五項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第三項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第四項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の区民税について同条第四項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第五項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第五項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第十三条の六第四

3|

第二十四条第五項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第三項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の区民税について同条第四項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第五項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第五項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第十三条の五第一

項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第一項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」と読み替えるものとする。

7| 第四項の規定の適用がある場合における第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第十一項（同法第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで又は附則第十三条の六第六項において準用する前条第五項」と、同条第二項中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで又は附則第十三条の六第六項から第五項まで又は附則第十三条の六第

項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第一項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」と読み替えるものとする。

4| 第一項の規定の適用がある場合における第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項（同法第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで又は附則第十三条の五第三項において準用する前条第五項」と、同条第二項中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで又は附則第十三条の五第

六項において準用する前条第五項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第十四条 略

2 及び 3 略

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項

規定の適用については、同項中「計算した

金額(」とあるのは、

計算した金額(附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、

「

とする。

5 及び 6 略

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の二 略

三項において準用する前条第五項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第十四条 略

2 及び 3 略

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十三条第一項及び附則第十三条の三

規定の適用については、附則第十三条第一

項中「計算した金額(」とあるのは「計算

した金額(附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、

「と、附則第十三条の三中「計算した

金額(」とあるのは「計算した金額(附則

第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5 及び 6 略

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の二 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定

中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第十四条の四 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一

。

三及び四 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第十四条の四 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定

項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

### 三及び四 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九

中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」とする

### 三及び四 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九

条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五

の税率から限度税率を控除して得た率に百分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三

の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十一年

三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から限度税率を控除して得た率に百分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（同日までに支払を受けるべきもの

にあつては、百分の一・八）の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による

一 略

二 第二十条から第二十一条の二第一項まで、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項の規定の適用については、これらの規定  
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」

区民税の所得割の額の合計額」と、第二十一条の二第一項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第十四条の四第四項」とする。

三及び四 略

6

租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に

と、第二十一条の二第一項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第十四条の四第四項」とする。

三及び四 略

6

租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に

係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。

（保険料に係る区民税の課税の特例）

第十四条の五 略

2 第二十四条第四項の規定は、前項の納税

係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の三」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の三」とする。

（保険料に係る区民税の課税の特例）

第十四条の五 略

2 第二十四条第四項の規定は、前項の納税

義務者（同条第一項又は第三項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

義務者（同条第一項又は第三項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

## 杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 寄附金控除の拡充</p> <p>(1) 税額を軽減する方式を「所得控除方式(税率を乗じる前の所得金額から一定額を差し引く方式)」から「税額控除方式(税率を乗じた後の算出税額から一定額を差し引く方式)」に改め、税額の控除率を6%とする。 (区税条例第20条の2・地方税法第314条の7)</p>	平成21年4月1日	平成21年度分から適用
	<p>(2) 控除対象限度額を総所得金額等の「25%」から「30%」に引き上げ、適用下限額を「10万円」から「5千円」に引き下げる。 (区税条例第20条の2・地方税法第314条の7)</p>		
	<p>(3) 地方公共団体に対する寄附金について、5千円を超える寄附金に(1)の税額控除を適用した上で、その超える金額に、90%から寄附者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じ、得た金額の5分の3に相当する金額(所得割の額の10%に相当する金額を限度とする。)を税額控除することとする。 (区税条例第20条の2及び附則第3条の6・地方税法第314条の7及び附則第5条の5)</p>		

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別 区 民 税	<p>2 公的年金からの特別徴収制度の創設</p> <p>(1) 特別徴収の対象者は、納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であつて、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている 65 歳以上のものとする。 （区税条例第 36 条の 2 ・ 地方税法第 321 条の 7 の 2 ）</p>	平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年度分から適用
	<p>(2) 特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とする。 （区税条例第 36 条の 2 及び第 36 条の 5 ・ 地方税法第 321 条の 7 の 2 及び第 321 条の 7 の 8 ）</p> <p>(3) 特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とし、年金保険者は、老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額を、その徴収した月の翌月の 10 日までに区に納入する義務を負うこととする。 （区税条例第 36 条の 3 及び第 36 条の 4 ・ 地方税法第 321 条の 7 の 4 及び第 321 条の 7 の 6 ）</p>		
	<p>3 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長等</p> <p>免税対象飼育牛の売却頭数が年間 2 千頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外するとともに、その適用期限を 3 年延長し、平成 24 年度までとする。 （区税条例附則第 4 条 ・ 地方税法附則第 6 条）</p>	平成 22 年 1 月 1 日	平成 22 年度分から適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別 区 民 税	<p>4 上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る課税の見直し</p> <p>(1) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止</p> <p>平成20年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る税率を1.8%に軽減する特例を廃止する。 (改正前の区税条例附則第13条の3・改正前の地方税法附則第35条の2の3)</p>	平成22年4月1日	平成22年度分から適用
	<p>(1)の特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち、500万円以下の部分に対する税率については、1.8%とする。 (改正区税条例附則第2条・改正地方税法附則第8条)</p>		
	<p>(2) 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設</p> <p>所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について申告した場合、総合課税と3%の税率による申告分離課税のいずれかを選択できることとする。 (区税条例附則第7条・地方税法附則第33条の2)</p>		
<p>(2)において申告分離課税を選択した場合、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得の金額のうち、100万円以下の部分に対する税率については、特例措置として1.8%とする。 (改正区税条例附則第2条・改正地方税法附則第8条)</p>			

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>(3) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例の創設</p> <p>平成 22 年度以後の各年度分の区民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年前 3 年以内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から控除する。</p> <p>（区税条例附則第 13 条の 6 ・地方税法附則第 35 条の 2 の 6 ）</p>	平成 22 年 1 月 1 日	平成 22 年度分から適用